

令和2年1月10日

## 児童手当の手当額及び児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成の 受給資格の決定を行う際の所得判定額誤りについて

このたび、平成31年1月の児童福祉システムの機器更改以降、同システムにおいて一部所得情報が正しく取り込まれていない項目が存在したため、令和元年度の児童手当額等に誤りが生じている方が28名いることが判明しました。

ご迷惑をおかけしている区民の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのようなことがないように適正な事務処理に努め、制度運営の信頼回復に努めてまいります。

### 【内容】

児童福祉システムに平成30年度税制改正で対応した「長期譲渡所得額」、「短期譲渡所得額」について平成31年1月以降のデータの取込が漏れていたために所得判定額に反映されず、その結果、令和元年度の手当額や受給資格決定に誤りが生じることとなりました。

### 【原因】

児童手当等の所得判定額の計算は、児童福祉システムに税情報を連携して行っています。

システムを管理する委託事業者が、平成30年度税制改正で対応した連携項目を漏らしたまま、児童福祉システムの機器更改を行いました。

そのため、「長期譲渡所得額（特別控除後）」、「短期譲渡所得額（特別控除後）」データの取込が漏れ、児童福祉システムには「長期譲渡所得額（特別控除後）」、「短期譲渡所得額（特別控除後）」の金額が反映されないまま、手当額や受給資格の有無が決定されてしまいました。

### 【現時点で判明している影響】

- ①児童手当 所得超過による支給区分変更 23件(影響額80万円)
- ②児童扶養手当 所得超過による全部停止 4件(うち3件は下記④の対象者)
- ③児童育成手当 所得超過による資格喪失 1件(影響額5万4千円)
- ④ひとり親家庭等医療費助成 所得超過による資格喪失 3件

### 【今後の対応】

児童手当の手当額の変更等が生じる方へは個別にご説明させていただくとともに、随時正しい手当額などを通知いたします。

問い合わせ先…子育て支援課長